

契約の基礎知識

第4回

契約書で定める取引条件 その1 当事者間で合意した取引条件を契約書に正しく記載する①

マルチサポートコンサルティング
代表
法律・経営コンサルタント

佐久間 篤夫

URL <https://www.multi-support.jp/>

取引関係に立つ当事者は取引条件をめぐり相互に利害対立関係にあり、契約締結交渉では各当事者が自らに有利な取引条件を主張し、双方が妥協を重ねて取引合意に至りません。契約書に、当事者が最終的に合意した取引条件を正しく記載し明確化することで、当事者間での理解の食い違いから利害対立が顕在化して紛争となるリスクを回避できます。本稿では、契約の目的や取引の対象、契約の履行条件等の定め方の注意点について解説します。

契約書の前文

契約書の必須項目ではありませんが、契約書本文の条項の記載より前に、契約当事者間になどのような背景や経緯があつて取引関係に入ることになったのかを、前文の形で記載することがあります。

契約の目的

契約当事者間で契約を締結した目的や取引により、達成すべき目標を最初に記載することがあります。契約目的を具体的かつ明確に

取引の対象

記載しておくこと、取引条件の一部として重要な要素を構成するといふ主張の根拠となり得るため、その後の取引関係や事業環境の変化によって契約目的が達成できなくなった場合に、契約関係を解消する理由に使える場合があります。

契約書では、当事者間で合意した取引の対象について明確に定義し、記載することが必要です。

取引の対象は「モノ（物）やサービス」の場合があり、モノが対象となる場合でも、
・「有体物」としての商品や製品と

いった「動産」、土地や建物と
いった「不動産」
・「無体物」としての「データ・情報・権利」
などが対象になります（図1）。

契約書で取引の対象が何かを定めることは、当事者の一方が他方に引き渡したり、一方が他方のために新たに製造したりする取引の場合に、引き渡しや製造をする契約上の義務を負う当事者が、契約に基づいて行うべき事項を特定するために重要です。

取引の対象は契約に基づく当事者相互間の権利義務の範囲を決める意味を有し、契約書での記載内容に具体性が乏しい場合には、当事者間の契約に基づく取引の対象をめぐる紛争が生じる原因となるリスクがあります。

当事者双方が合意した具体的な取引の対象がすでに存在している場合には、当該対象を特定すればよく、当事者間での取引の対象の合意内容の理解に食い違いが発生しにくいものの、特定方法により後に当事者間での理解に食い違い

図1 取引の対象の特定方法例

取引の対象の種類例		取引の対象の例	特定方法の例
有体物	動産	製品、商品	製品名や商品名、製造番号や型番
	不動産	土地	不動産登記簿謄本に掲載されている登記事項 (所在、地番、地目、地積)
		建物	不動産登記簿謄本に掲載されている登記事項 (所在、家屋番号、種類、構造、床面積)
無体物	データ	ソフトウェア	プログラムの製品名、型番
	情報	秘密情報	書面、口頭その他方法を問わず開示された 営業上、技術上その他業務上の一切の情報
	権利	債権	債務者の氏名又は名称、債権額、債権の 発生原因、弁済期
		株主権	株式発行会社の商号、株式の種類
サービス	労務	労働力	雇用条件(労働時間、労働日数、休日休暇、 賃金など)
	技術	製造技術	製造する製品の仕様書
		建築技術	建築物の設計書
	開発	共同研究開発	共同開発の対象となる研究テーマ
		ソフトウェア開発	要件定義書
経営	会社経営	対象となる会社の商号	

が発生する可能性があります。

例えば、不動産である土地や建物の売買契約の場合で、図面や写真だけから取引の対象を特定していたところ、後日、現地の実際の状況が図面や写真から理解した内容と異なっていることが判明した場合に、差異がある部分をどのように扱うかで当事者間の見解が対立し得ます。

このような事態に備えて、不動産の取引では登記簿謄本などに基づいて決められた取引の対象の距離や面積、高さ等の情報が現況と違っていた場合には、取引の対象をどのように決めるかについて、予め合意しておくことがよくあります。

当事者双方が合意した取引の対象がすでに存在しているも、データや情報のような無体物の場合には、特定方法に工夫が必要です。データの取引の場合は、データを記録媒体に記録してデータを含む有体物としての記録媒体をも取引の対象とすることもあります。

「サービス」が取引の対象となる

場合は予めサービスの内容を見た触ったりして確認できないので、どのようなサービスが対象なのか当事者間の理解に食い違いが生じないような定義が必要です。

さらに、何らかの成果物を作り出すサービスと、作り出された成果物を引き渡すことがいずれも必要となる取引の場合は「どのような成果物を作り」「どのように引き渡すか」を決めることが必要となります。

取引の対象は、契約書本文で特定する場合もありますが、取引の対象となる項目や特定するための情報が多い場合には、別紙に目録として一覽で記載して契約書の末尾に添付する方法が多く利用されています(図1)。

納期や納入場所

モノやサービスの提供を目的とする取引の場合は、提供する側がいつまでに相手方に提供する必要がありますかについて、納期と納入場

所が合意され、契約書に記載されます。

取引の対象が有体物で動産の場合は、納入場所が記載されるのが通常です。取引の対象が不動産の場合は運べないので「引渡し」が合意されますが、登記手続が必要になるので、そのために必要な書類等の交付が対価の支払い等と関連付けて合意されるのが通常です。これは、自動車や船舶のように登録制度がある動産の取引の場合でも同様です。

取引の対象がデータや情報といった無体物の場合は、納入場所は電子メール添付のデータ送付であったり、クラウドサーバー上へのアップロードであったりする場合もあります。

サービスの提供の場合は、提供される場所が納入場所となり、サービスの結果生み出される成果物の提供が必要な場合には、成果物の納入場所が合意されます。契約で合意された納期に納入場所で合意された通りの取引の対象が提供されない契約違反になります。

当事者の一方が何らかの成果物を新たに作り出して提供する契約の場合は、納入された成果物が契約で合意した成果物の内容と一致しているかどうかを納入後に検査し、契約条件に合致しているかどうかを確認する検収手続についての合意することが通常です。

取引の対象となる成果物を納入する義務を負う当事者は、検収の合格が契約上の義務の履行完了を意味することから、検収手続に要する一定の日数を予め検収期間と定め、検収期間中に納入物が契約条件に合致していないことが指摘されなかった場合には、検収に合格したとみなす規定を設けることで、契約上の義務の履行完了時期を明確にすることができます。

金銭の支払と支払時期

契約で合意した取引が、一方当事者から他方当事者に金銭を支払う取引の場合は、契約書で支払われる金銭の金額が定められます。

合意した取引の内容に応じて支払われる金銭は、金銭を支払うこと自体が目的である場合（金銭消費貸借契約など）もあれば、相手方から受け取った取引の対象の対価として金銭が支払われる場合（売買契約の買主の場合など）もあります。

当事者の一方が他方に金銭を貸し付け、利息付で返済してもらう金銭消費貸借契約の場合であれば、先に金銭を貸し付ける時期と利息付で金銭を返済する時期の双方について合意が必要です。

当事者の一方が他方に提供した取引の対象の対価として金銭を支払う場合には、対価の支払時期についての合意が必要ですが、対価の全部または一部について取引の対象が提供される前後や提供と同時に支払うことが合意される場合があります。

対価の決め方は取引の対象に応じて、具体的な商品や製品の単価に数量を掛けたり、具体的な作業工数単価に作業時間を掛けたり、総額で決めたりします。

また、対価として定められた金額に消費税が含まれるかも明記して、当事者間で税込みか否かで実際に支払うべき金額の理解に食い違いが生じることを防ぎます。

契約書には、当事者間で取引関係に入ることを確認して基本的な取引条件の合意内容を確認する基本契約書と、その後の個別具体的な取引における個別の合意内容を確認する個別契約書を分けて作成する場合もあります。その場合は、具体的な対価の記載は個別契約書だけに記載されることもあります。

取引に伴う諸費用の負担

契約に基づく取引に伴う諸費用をいずれが負担するかについても合意して記載することが望ましいでしょう。取引に伴う諸費用としては、取引の対象の納品のために必要となる郵送料や運搬費用、契約書の作成に伴い課税される印紙税などがあります。

図2 独占禁止法が規制する事項

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限
(カルテル・入札談合等)の禁止
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状態の規制
- 不公正な取引方法の禁止
- 下請法に基づく規制

さて、当事者間でのような取引条件で契約合意をするかについては「契約内容の自由」の原則(民法第521条第2項)が認められています。けれども、この原則も「法令の制限内において」認められるものであり、契約当事者間で合意する契約条件の定め方に注意を要する場合があります。

契約条件の定め方の注意点

止等を通じて、補完法としての「下請代金支払遅延等防止法」(「下請法」)とともに公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達の促進を目的とする法律です(図2)。

独占禁止法は「事業者は、不正な取引方法を用いてはならない」(独禁法第19条)と定め「不正な取引方法」については同法第2条第9項に定義があるほか、公正取引委員会告示第15号で該当する一般的な行為類型を指定(「一般指定」)しています。

これらの規定が定義する「不正な取引方法」に該当するような取引合意については、民法上、直ちに契約による合意が公序良俗違反として無効(民法第90条)とされるわけではありませんが、公正取引委員会による法的措置の対象となる場合もあるので、注意が必要です(図3)。

イ 下請法による規制
公正取引委員会所管の下請法

図3 「不正な取引方法」に関する独占禁止法の規制内容

独占禁止法 第2条第9項第6号	具体的行為類型	独占禁止法 第2条第9項	一般指定
イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと	共同の取引拒絶	第1号	1
	その他の取引拒絶		2
	取引条件等の差別取扱い		4
	事業者団体における差別取扱い等		5
ロ 不当な対価をもって取引すること	差別対価	第2号	3
	不当廉売	第3号	6
	不当高価購入		7
	ぎまんの顧客誘引		8
ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること	不当な利益による顧客誘引		9
	抱き合わせ販売等		10
	再販売価格拘束	第4号	
ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること	排他条件付取引		11
	拘束条件付取引		12
	優越的地位の濫用	第5号	※
ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること	取引の相手方の役員選任への不当干渉		13
	競争者に対する取引妨害		14
ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること	競争会社に対する内部干渉		15

※公正取引委員会が「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日、平成29年6月16日改正)を公表している

は、親事業者により下請事業者に
対して行う「不正な取引方法」
の一種である「優越的地位の濫用」
行為を取り締まるために制定され
た法律です。

同法の適用対象となる下請取引
は、取引当事者の資本金または出
資金の総額の区分と取引の内容か
ら定められます。

同法の適用のある下請取引をす
る親事業者（発注者）に対しては、
下請取引に伴い書面の交付義務そ
の他の義務が課されるとともに、
同法が定める様々な行為が禁じら
れ、さらに交付すべき書面に記載
する必要がある事項が詳細に定め
られています。

正当な理由があれば書面への記
載をしないこともできますが、交
付すべき書面を親事業者が交付し
なかった場合には、親事業者の代
表者、代理人、使用人、その他の
従業者と法人としての親事業者ま
たは事業主に50万円以下の罰金を
課される可能性がある（下請法第
10条第1号、第12条）ので注意が
必要です（図4・5）。

図4 下請法の適用対象となる取引事業者

取引類型	物品等の製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラムの作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）		情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラムの作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）	
親事業者の資本金等	3億円超の法人	1,000万円超 3億円以下の法人	5,000万円超の法人	1,000万円超 5,000万円以下の法人
下請事業者の資本金等	個人又は 3億円以下の法人	個人又は 1,000万円以下の法人	個人又は 5,000万円以下の法人	個人又は 1,000万円以下の法人

図5 下請法適用親事業者の義務と禁止行為

義務	禁止行為
下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）	受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
書面の交付等の義務（第3条）※要求される記載事項。内容が定められないことに正当な理由があれば記載不要。	下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
①親事業者及び下請事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他親事業者及び下請事業者を識別できる符号	下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日	返品禁止（第4条第1項第4号）
③下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、提供される役務の内容）	不当に安い下請代金の禁止（第4条第1項第5号）
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、提供される役務を受ける期日又は期間）	物の購入・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
⑤下請事業者の給付を受領する場所（役務提供委託の場合は、提供される役務を受ける場所）	下請事業者による禁止行為の公正取引委員会又は中小企業庁への通報を理由とする報復的扱いの禁止（第4条第1項第7号）
⑥下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日	購入させた原材料等の対価の先行控除又は支払強制の禁止（第4条第2項第1号）
⑦下請代金の額	割引困難な手形交付による下請代金支払いの禁止（第4条第2項第2号）
⑧下請代金の支払期日	金銭、役務その他の経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
⑨下請代金の全部又は一部の支払につき、手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期	遅延利息の支払義務（第4条の2）
⑩下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定で下請事業者が債権譲渡担保方式、ファクタリング方式又は併存的債務引受方式で金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、当該金融機関の名称、貸付け又は支払を受けることができることとする額、下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を当該金融機関へ支払う期日	書類等の作成及び保存の義務（第5条）
⑪下請代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の支払期日	不当な給付内容の変更又は不当なやり直し強制の禁止（第4条第2項第4号）
⑫原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法	